



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

彩の国  埼玉県

# 令和4年度 総合評価方式の実施状況

令和5年2月16日

埼玉県 県土整備部 建設管理課



総合評価方式の実施状況

事務負担軽減への取組

低入札対策

総合評価方式の効果



# 総合評価方式の実施状況

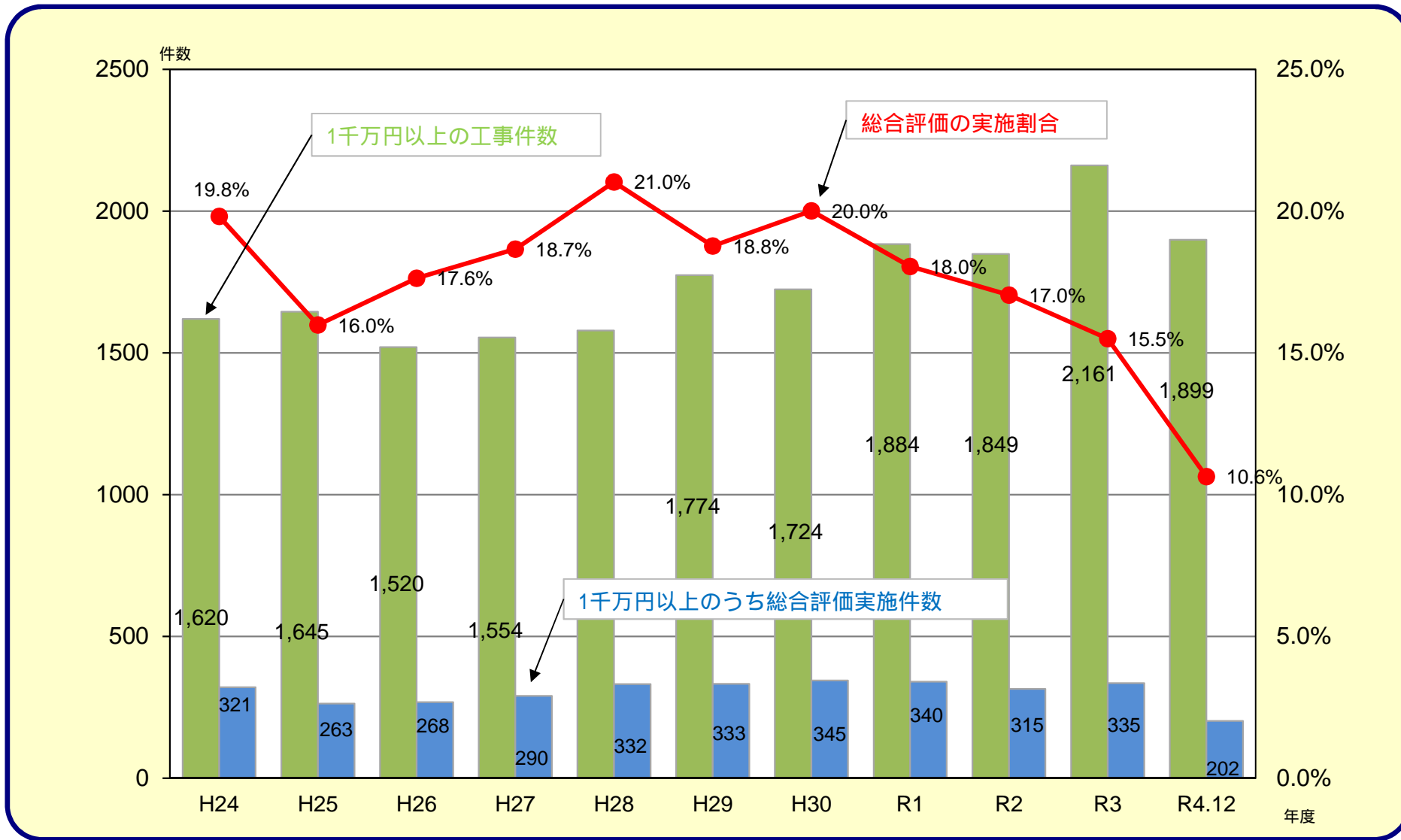
事務負担軽減への取組

低入札対策

総合評価方式の効果



# 実施状況（件数）





# 総合評価方式のタイプ

## 技術提案型（課題等を設定し評価するタイプ）

技術提案型 A

=

必須評価項目

+

- ・施工管理の適切性
- ・発注者が指定する課題

+

選択評価項目

技術提案型 B

=

必須評価項目

+

- ・技術提案（数値提案）
- ・実現するための方法

+

選択評価項目

## 簡易型（課題等を設定せずに主に実績を評価するタイプ）

評価項目選択型

=

必須評価項目

+

選択評価項目

パッケージ型

=

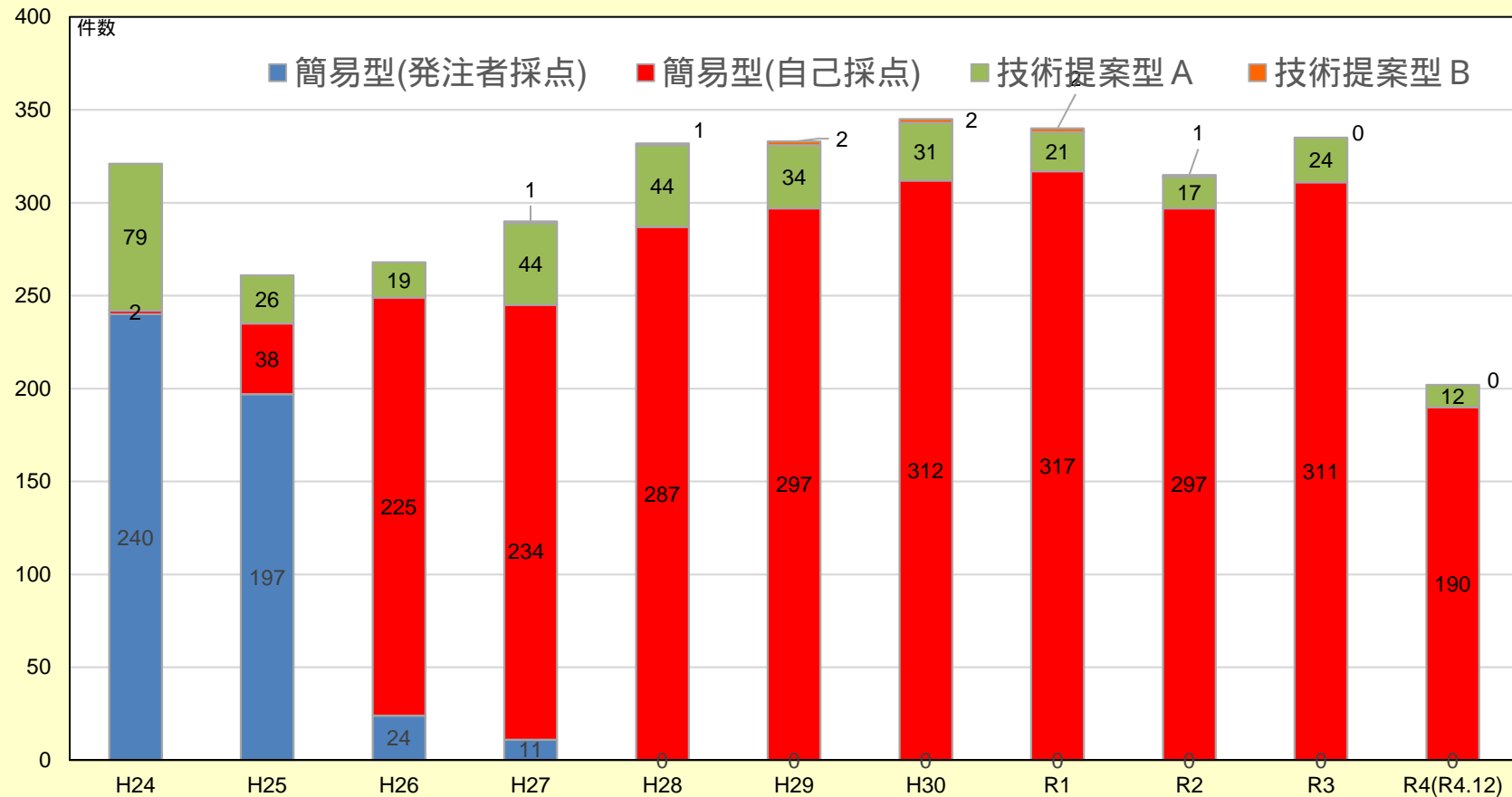
工事の性格や目的に応じて  
パッケージ化した評価項目

標準パッケージ

特定課題パッケージ



# タイプ別の実施状況（件数）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(R4.12)
自己採点方式活用率	0.6%	14.6%	84.0%	80.7%	86.4%	89.2%	90.4%	93.2%	94.3%	92.8%	94.1%



総合評価方式の実施状況

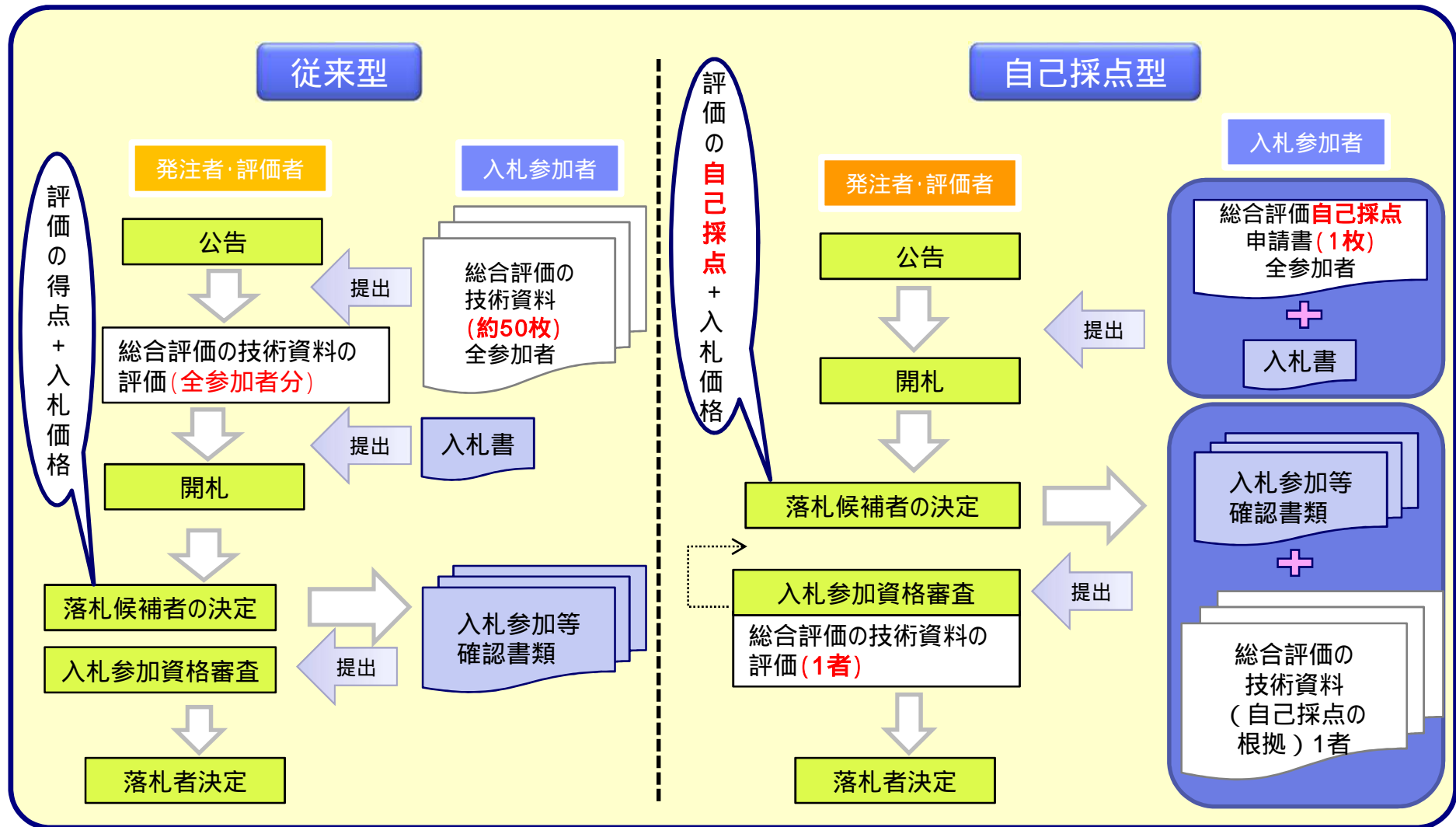
**事務負担軽減への取組**

低入札対策

総合評価方式の効果



# 事務負担軽減の取組（自己採点方式）







# 事務負担軽減の取組（技術資料作成の留意点）



トップページ > 県政情報・統計 > 県概要 > 組織案内 > 県土整備部 > 県土整備部の地域機関 > 社会技術センター > 総合評価方式 > 総合評価方式ガイドライン等資料集

ページ番号：173402 掲載日：2022年10月12日

## 総合評価方式 ガイドライン等資料集

### 【工事】ガイドライン等資料集

埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（Ver.17）  
（「公告日：R4/7/1～R5/6/30」の案件に適用）

資料名	最終更新日
<a href="#">ガイドライン 主編【建設管理課HPへ】</a>	—
<a href="#">ガイドライン 参考資料編【建設管理課HPへ】</a>	—
<a href="#">技術資料作成の手引き（ガイドラインVer.17対応版）（PDF：4,202KB）</a>	R4/6/17
<a href="#">技術資料作成の手引き（変更版所載版）（PDF：1,172KB）</a>	R4/6/17
<a href="#">様式集（技術資料、その他様式）（ZIP：2,691KB）</a>	R4/10/12
<a href="#">技術資料作成の留意点（PDF：406KB）</a>	R4/6/23

データ集	最終更新日
<a href="#">埼玉県発注工事・業務委託 成績評定一覧【建設管理課HPへ】</a>	—
<a href="#">優秀工事表彰（令和元年度～令和3年度）（エクセル：85KB）</a>	R4/6/28
<a href="#">優秀技術賞表彰（平成29年度～令和3年度）（エクセル：125KB）</a>	R4/6/28
<a href="#">出費削減工事契約実績（令和2年度～令和3年度）（エクセル：20KB）</a>	R4/6/23
<a href="#">4週8休工事実績（令和元年度～令和3年度）（エクセル：108KB）</a>	R4/7/11
<a href="#">埼玉県エコアップ認証事業所【環境化対策課HPへ】</a>	—
<a href="#">評価基準・評価対象となる評価の記録について【建設管理課HPへ】</a>	—

## 評価項目別の間違い事例と対策

評価項目等	番号	事例	ポイントと対策	備考 <sup>※1</sup>	チェック欄	
工事成績評定 (企業の技術能力、 設備認定技術者の 技術能力)	18	様式（企業）の「工事業者」「工事年」「工事業種」欄が未記入・漏記	未記入や漏記があると加点されない場合があります。	埼玉県ホームページで実績を確認し転記してください。 <sup>※2</sup>	◆◆◆	□
	19	様式（技術者）の「工事年」「工事場裡」「実働工日」「完成年月日」「役割」欄が未記入・漏記	同上	同上	◆◆◆	□
	20	実績があるにもかかわらず申請なし	自己採点方式では申請点以上の加点はされません。	埼玉県ホームページで実績を確認し転記してください。 <sup>※2</sup>	☆☆☆	□
	21	平均点が81点の場合は配点が1点だが、自己採点で72点 <sup>※3</sup>	入札説明書の評価基準を確認し記入してください。	★	□	
	22	平均点が78点の場合は配点が1点だが、自己採点で72点 <sup>※3</sup>	自己採点方式では申請点以上の加点はされません。	入札説明書の評価基準を確認し記入してください。	☆☆	□
	23	様式の添付忘れ	様式がないと加点されない場合があります。	入札説明書で必要な用紙を確認し提出してください。	◆	□
■様式ア（ア） ■様式ウ（ア）	24	IVの実績を証明する資料（代表構成員であること分かる資料）の添付忘れ	添付資料がないと加点されません。	入札説明書で定められている提出資料を確認し添付してください。	◆	□
	25	対象業種と異なる業種の成績も記入	企業の成績では対象業種の条件があり、対象業種と異なる工事については加点対象とはなりません。	入札説明書と記入内容を確認してください。	◆	□
	26	異なる対象年度の成績を記入	対象年度が異なる場合と加点されない場合があります。	埼玉県ホームページで実績を確認し転記してください。 <sup>※2</sup>	☆☆	□

## 加点されなかった提案事例

求める工夫	提案事例	評価の理由（※）
コンクリートの打設に関する工夫	グラントからの準備時間を考慮して、グラント出発時からコンクリート打設完了までを75分以内にする。そのため、グラント出発から〇〇分を過ぎたものは受け入れない。	【IV 求める工夫に該当しない】 選定時間に関する提案は打設時の工夫であり、打設方法に関する記載がないため、加点されません。
	コンクリートの打設面に、「コンクリート打継剤」を使用する。	【IX 具体的な】 使用する材料が特定できず、「効果があるのか」「悪影響はないのか」が不明確なため、加点されません。
コンクリートの敷設し時点において、品質管理基準で定められた単位水量測定の回数よりも多い頻度で測定・管理する。	原形新築が腐りを確実に確保するため、新築にボルト留めした〇〇を使用する。	【XII 具体的な効果が確認できない】 〇〇を使用する数量はD10×3～D10×5となっています。本機では主筋がD10～D10×5以外であることから適用外であり、加点されません。
	コンクリートの敷設し時点において、品質管理基準で定められた単位水量測定の回数よりも多い頻度で測定・管理する。	【XII 具体的な効果が確認できない】 品質管理基準で定められた測定頻度を厳守し提案では、全量に対して具体的な効果が確認できないため、加点されません。



# 事務負担軽減の取組（一括審査方式）

## 1 一括審査の試行対象工事

簡易型のうち

- ・工種が比較的少ない工事
- ・工事内容がほぼ同一な工事

（対象となる工事の例）

- ・舗装の切削オーバーレイ工事
- ・施工内容が近い堤防工事
- ・ " 歩道工事 など

## 2 導入方法（小委員会での審議方法）

通常の審査

- ・工事場所
- ・工事概要
- ・評価項目

資料により  
1件毎に説明し  
審査

発注機関の担当職員が出席



小委員会の  
了承を得て  
審査を簡略化

一括審査

発注機関ごとに

同種工事は評価項目を一括審査

- ・工事場所
- ・工事概要

1件毎の説明  
審査を省略

発注機関の担当職員の出席は原則不要

## 総合評価方式のタイプ

### 技術提案型（課題等を設定し評価するタイプ）

技術提案型 A

=

必須評価項目

+

・施工管理の適切性  
・発注者が指定する課題

+

選択評価項目

技術提案型 B

=

必須評価項目

+

・技術提案（数値提案）  
・実現するための方法

+

選択評価項目

### 簡易型（課題等を設定せずに主に実績を評価するタイプ）

評価項目選択型

=

必須評価項目

+

選択評価項目

パッケージ型

=

工事の性格や目的に応じて  
パッケージ化した評価項目

標準パッケージ

特定課題パッケージ



# 標準パッケージの実施状況

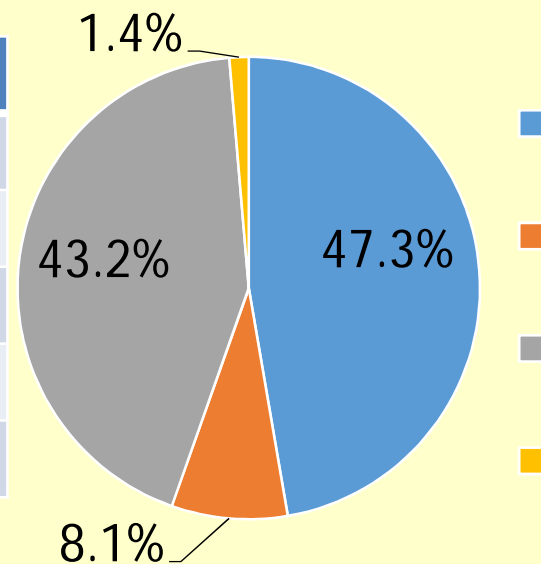
## 県全体

(単位：件)

パッケージ名	土木型	土木型	建築型	設備型	合計
R4年度(12月末)	16	21	5	12	54

## 入札参加者アンケート結果

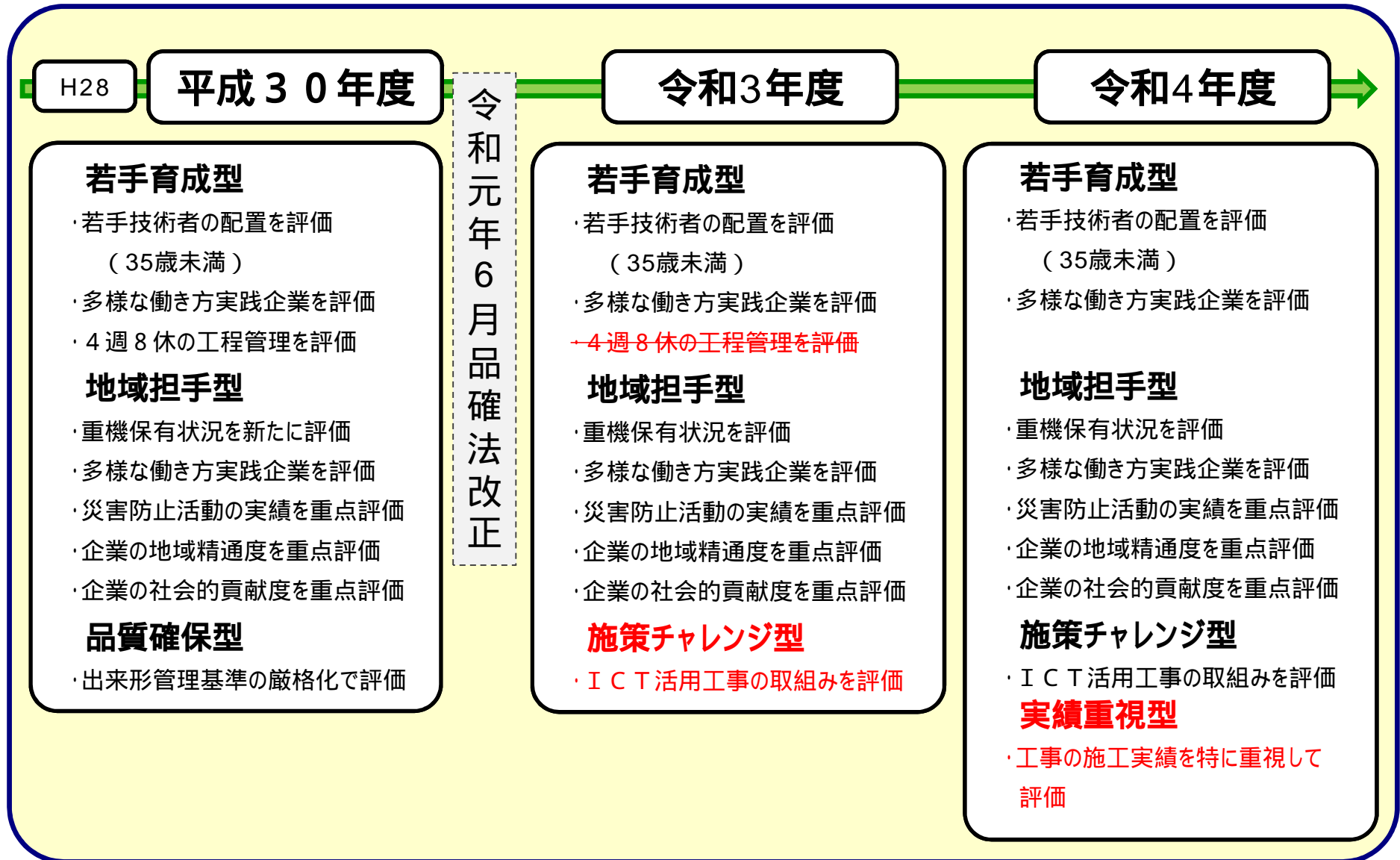
【質問】事務負担の軽減につながるか	回答	割合
事務負担の軽減につながる	35	47.3%
事務負担の軽減につながっていない	6	8.1%
まだ、携わったことがない	32	43.2%
その他	1	1.4%
合計	74	100%



**事務負担の軽減に一定の成果**



# 特定課題対策パッケージの種類と変遷





## 特定課題対策パッケージの実施状況

パッケージの型	試行件数					
	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (12月末)
若手育成型	14件	5件	9件	9件	7件	0件
地域担手型	29件	48件	51件	66件	92件	47件
実績重視型 (R4~)	-	-	-	-	-	32件
施策チャレンジ型 品質確保型 (~R3)	9件	6件	3件	2件	0件	1件
合計	52件	59件	63件	77件	99件	80件

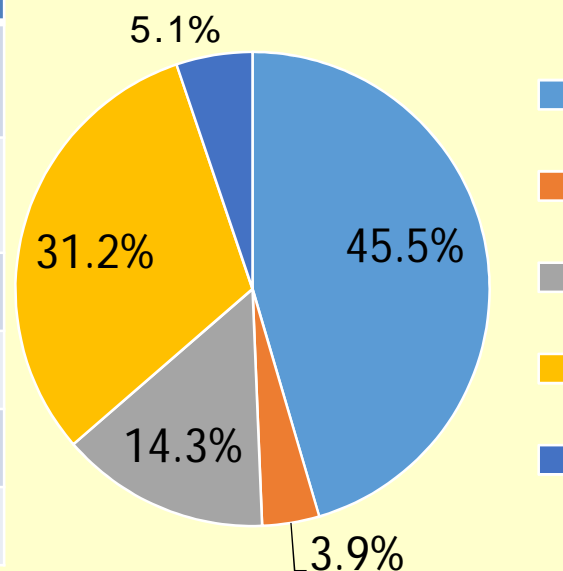


**管内企業の受注機会の向上に寄与する地域担手型での発注が多い**

# 特定課題対策パッケージアンケート

## 入札参加者アンケート結果

【質問】 特定課題対策パッケージの試行について	回答	割合
地域貢献等、会社の取組が評価されて良かった	35	45.5%
総合評価の入札に参加する動機付けとなった	3	3.9%
メリットは感じられなかった	11	14.3%
この取り組みを知らなかった	24	31.2%
その他	4	5.1%
合計	77	100%

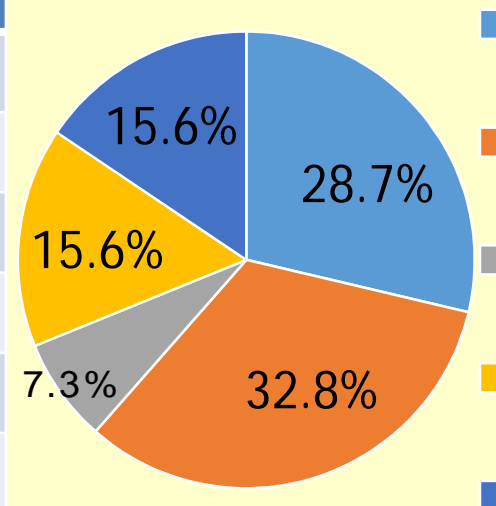


肯定的であるが、 更なる周知が必要

## 特定課題対策パッケージアンケート

### 入札参加者アンケート結果

【質問】どのパッケージで 入札参加したいか	回答	割合
若手育成型	35	28.7%
地域担手型	40	32.8%
施策チャレンジ型	9	7.3%
実績重視型	19	15.6%
参加したくない	19	15.6%
合計	122	100%



比較的簡易な若手育成型、地域担手型が浸透  
昨年度設定した実績重視型も一定数評価





総合評価方式の実施状況

事務負担軽減への取組

**低入札対策**

総合評価方式の効果



## 低入札対策

総合評価方式では、低入札価格調査制度を採用していることから、低価格での落札者が発生する可能性

ダンピング対策として、下記の取組を実施

調査基準価格を段階的に引き上げ（H23～）

失格基準価格の導入（H24.1～）

低入札価格調査を経て契約する工事の契約条件の追加（H24.1～）

価格の「見なし評価」の導入（H20～）



# 低入札で追加となる契約条件

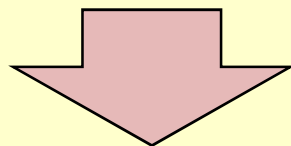
## 低入札価格調査を経て契約する工事の契約条件

主任（監理）技術者の専任【兼務不可】	【通常の工事】 請負金額4,000万円以上の工事	→	【低入札の工事】 金額に関係なく全ての工事
追加技術者の専任【兼務不可】	【通常の工事】 ・現場代理人 ・主任（監理）技術者	+	【低入札の工事で追加】 ・追加技術者（主任（監理）技術者と同等の資格を有し、これを補助する技術者）
契約保証金の増額	【通常の工事】 請負金額の10%	→	【低入札の工事】 請負金額の30%
前払い金の減額	【通常の工事】 請負金額の40%	→	【低入札の工事】 請負金額の20%
契約不適合責任期間の延長	【通常の工事】 2年	→	【低入札の工事】 4年
工事成績評定に対する同意	【通常の工事】 特に規定なし	→	【低入札の工事】 ・85点未満であった場合、その後1年間は調査基準価格未満での契約締結はできない



## 価格の見なし評価

### 評価値を算出する際の埼玉県ルール



#### (価格の見なし評価)

評価値の算出にあたり、入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合には、調査基準価格（税抜）を入札価格として見なす。

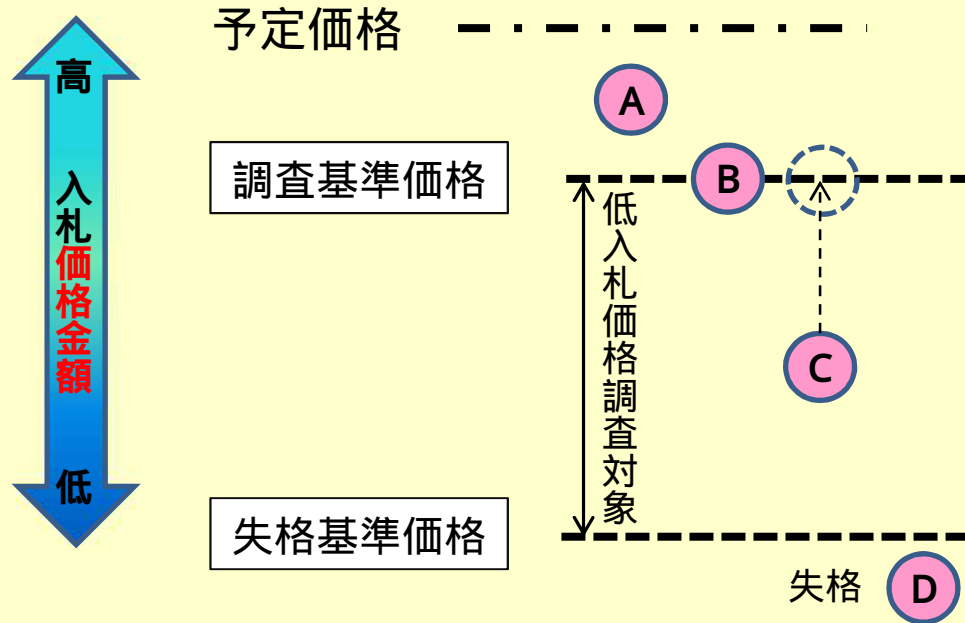
なお、契約は入札価格とする。

見なし評価の取り止めを実施する際には、入札説明書に見なし評価を取りやめることを明記する。



# 価格の見なし評価

## 見なし評価の概念図



C : 入札価格が調査基準価格を下回った場合には、入札価格を調査基準価格として評価値を算定する。

低入札価格調査制度実施要領に基づく調査の結果、適切な入札価格であったと認められない場合は、落札者（落札候補者）としない。

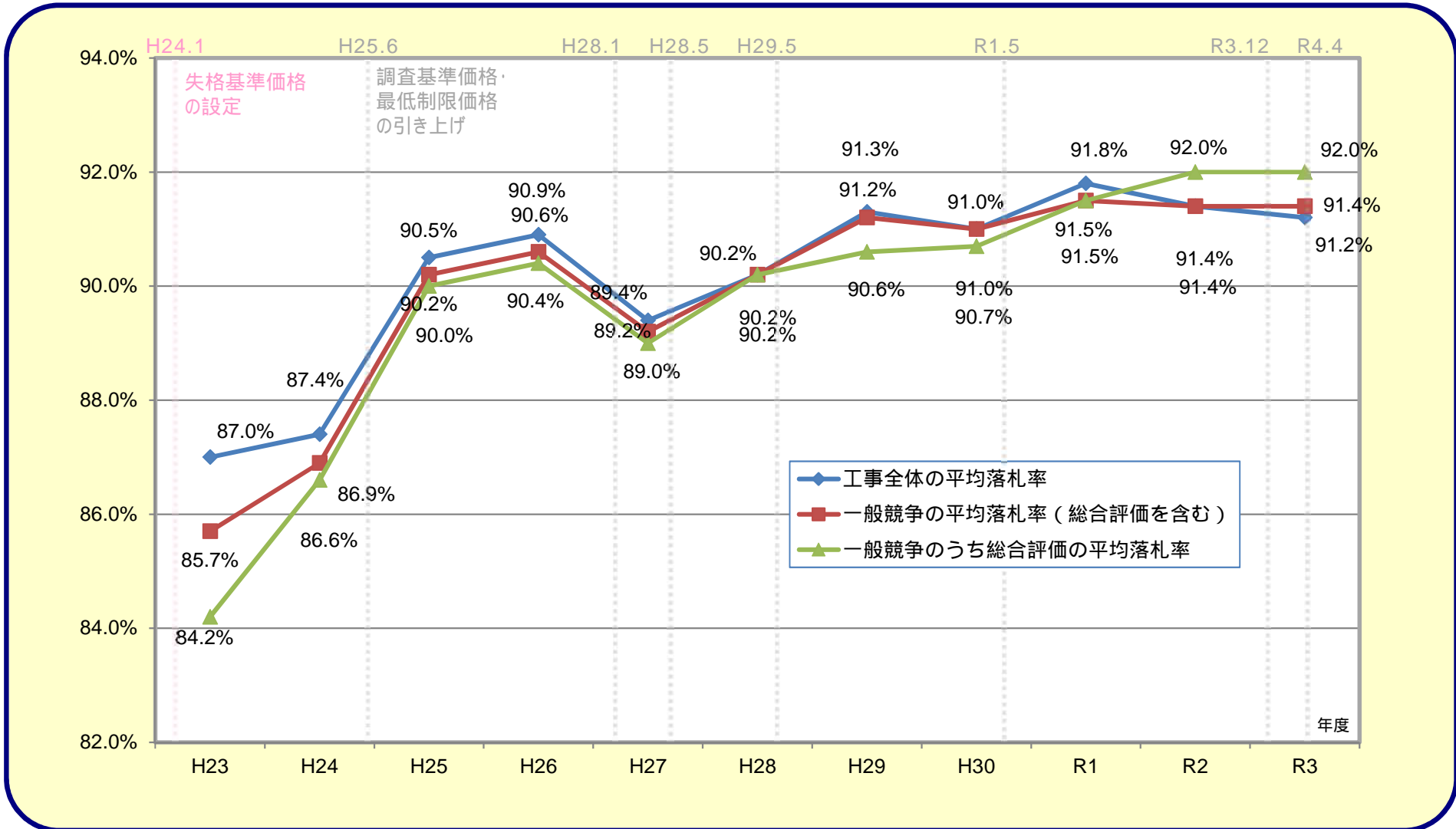
D : 失格基準価格を下回った入札は、失格とする。

### 【Cの入札例について】

- ・入札価格は調査基準価格を下回っている。
- ・しかし、入札価格が調査基準価格を下回った場合には、下回った分の評価はしない。
- ・入札価格は、調査基準価格と同額であったと「見なしして」評価値を算定する。
- ・ただし、契約は見なす前の純粋な入札価格を用いた金額となる。

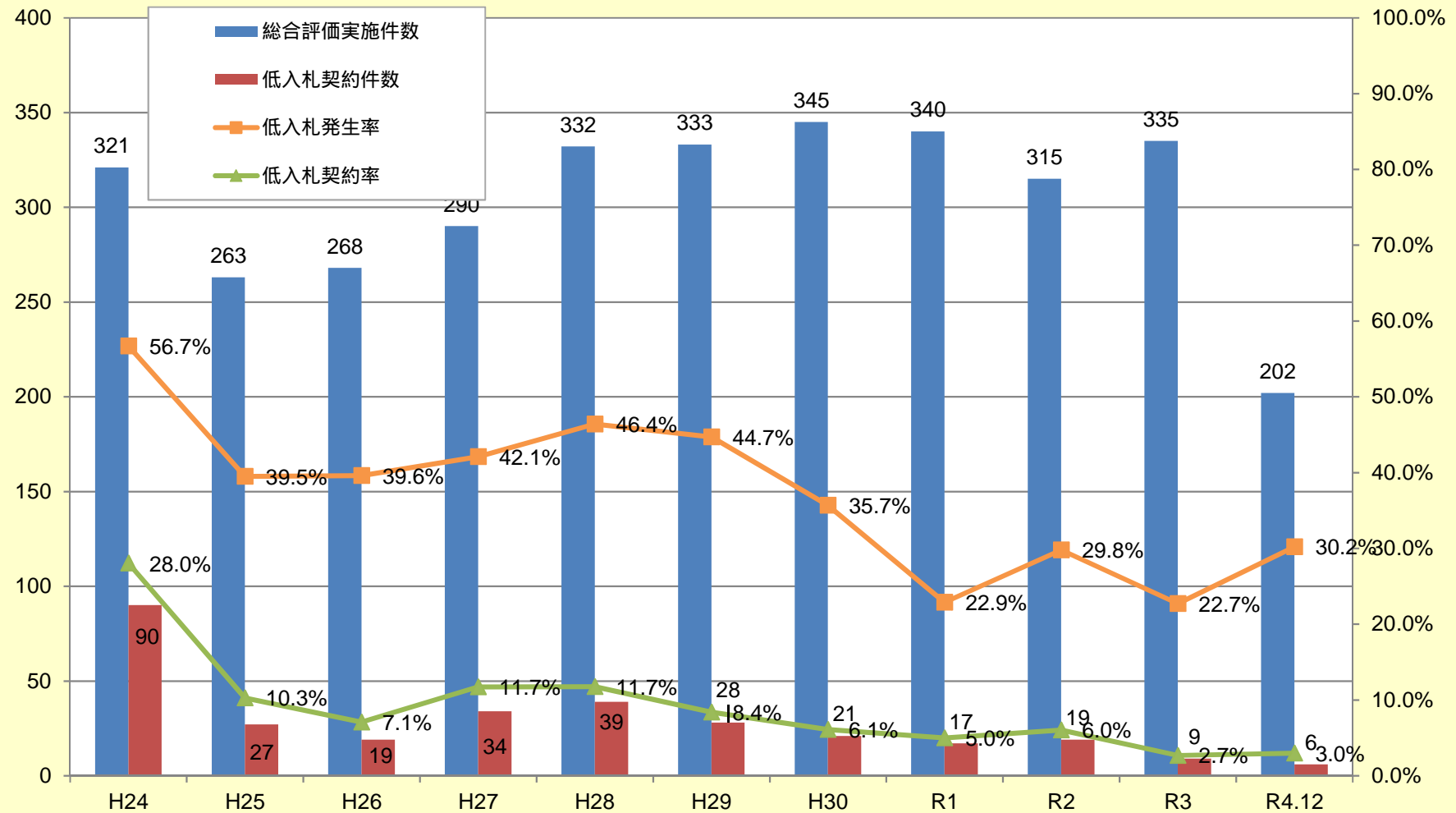


# 入札方式別の落札率





# 低入札による入札状況（総合評価方式）





総合評価方式の実施状況

事務負担軽減への取組

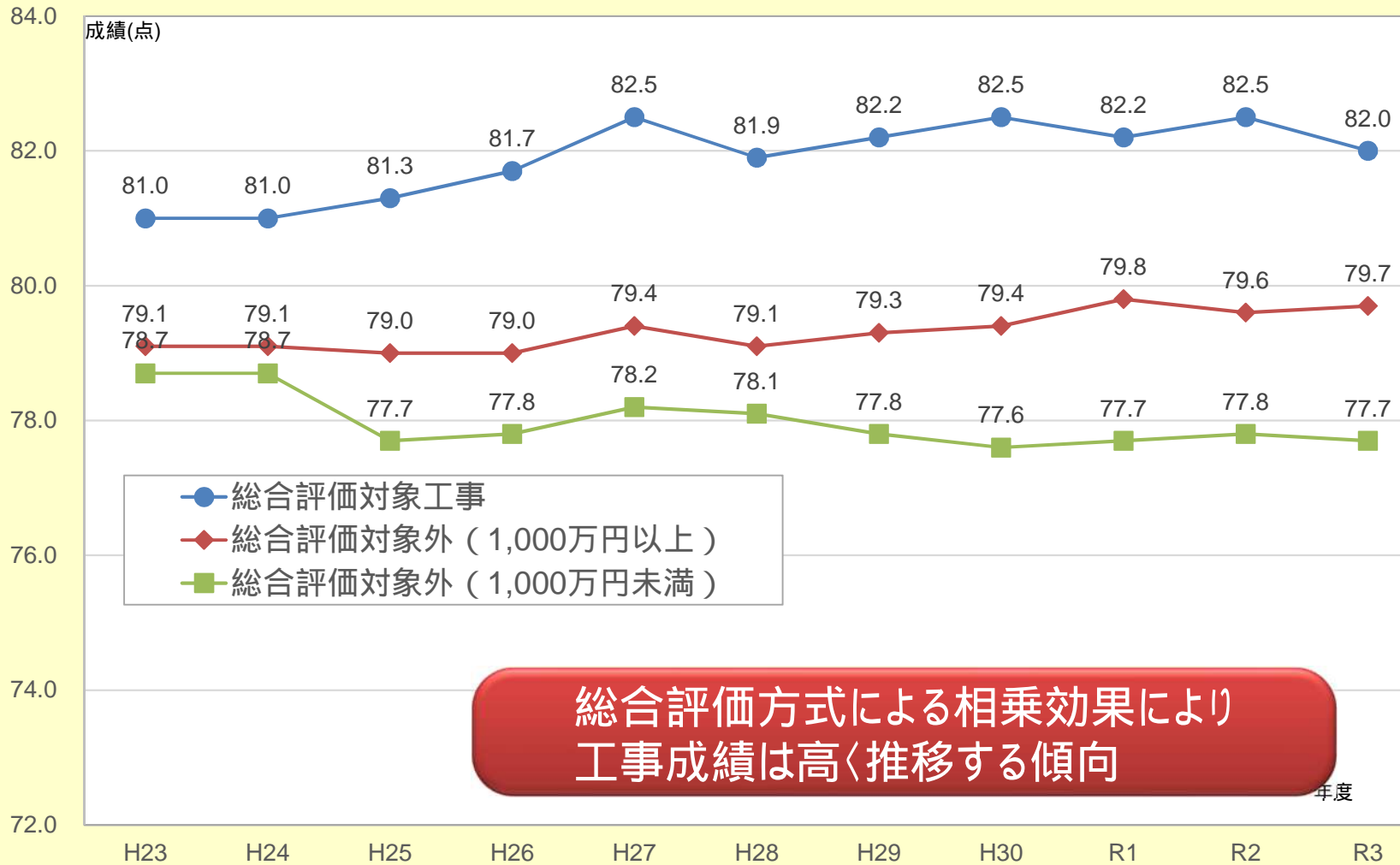
低入札対策

**総合評価方式の効果**





# 工事成績評定の推移

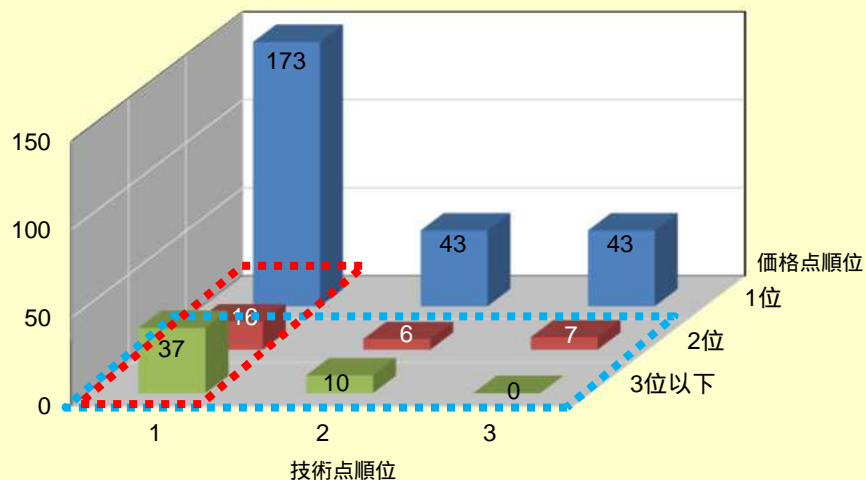


総合評価方式による相乗効果により  
工事成績は高く推移する傾向



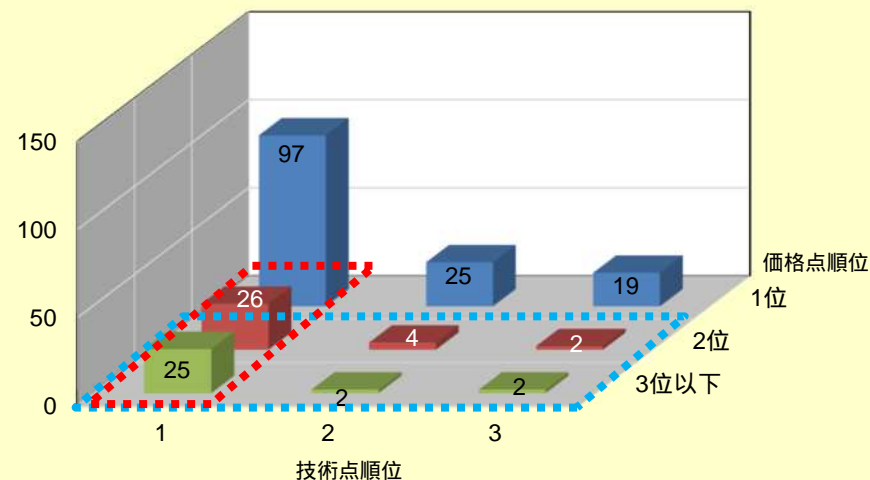
# 技術点と価格点別の契約状況

価格点順位と技術点順位の関係（R3年度）



R3		技術点			
		1位	2位	3位以下	
価格点	1位	51.6%	12.8%	12.8%	77.3%
	2位	4.8%	1.8%	2.1%	8.7%
	3位以下	11.0%	3.0%	0.0%	14.0%
		67.5%	17.6%	14.9%	100.0%

価格点順位と技術点順位の関係（R4年度12月末）



R4 (12月末)		技術点			
		1位	2位	3位以下	
価格点	1位	48.0%	12.4%	9.4%	69.8%
	2位	12.9%	2.0%	1.0%	15.8%
	3位以下	12.4%	1.0%	1.0%	14.4%
		73.3%	15.3%	11.4%	100.0%

技術点 1 位が落札者になるのは全体の約 7 割

価格点 1 位以外（最安者が落札者とならない逆転）が落札者となるのは全体の約 3 割  
多くの工事において、価格と品質が総合的に優れた企業が応札



# 令和5年度 埼玉県総合評価方式活用 ガイドライン（案）について

令和5年2月16日

埼玉県 県土整備部 建設管理課



# 令和5年度の改定方針（案）

## 改定内容

## 令和6年度以降の改定に向けた検討

## 及び令和5年度の実施行程



# 令和5年度の改定方針（案）

改定内容

令和6年度以降の改定に向けた検討

及び令和5年度の実施行程



## 令和5年度の改定方針（案）

### 【改定のポイント】

- 県が推進する施策である「パートナーシップ構築宣言」の公表や「埼玉県SDGsパートナー」の登録を評価対象とする
- これまでの運用実績における課題を踏まえた見直しを行う

#### 1 県が推進する施策を踏まえた評価項目

価格転嫁のための「パートナーシップ構築宣言」の公表  
SDGsの取組

#### 2 運用実績における課題等を踏まえた評価項目等の見直しによる改定

災害防止活動等の協定  
災害防止活動等の実績  
災害復旧工事契約実績の削除  
継続教育（CPD）への取組  
インターンシップ等の受入れ実績



## 令和5年度の改定方針（案）

### **改定内容**

令和6年度以降の改定に向けた検討

及び令和5年度の実施行程





# 価格転嫁のための「パートナーシップ構築宣言」の公表

## 「適切な価格転嫁」のお願い

～サプライチェーン全体での共存共栄のために～

- ✓ 埼玉県では、産官金労一丸となって、高騰するエネルギー・原材料費や人件費等の「適切な価格転嫁」を推進しています！
- ✓ サプライチェーン全体での共存共栄のため、事業者の皆様には、「適切な価格転嫁」への御理解・御協力をお願いします！

- ✓ 産官金労の12団体で価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます



▲「価格転嫁の円滑化に関する協定」締結の様子 (令和4年9月8日)

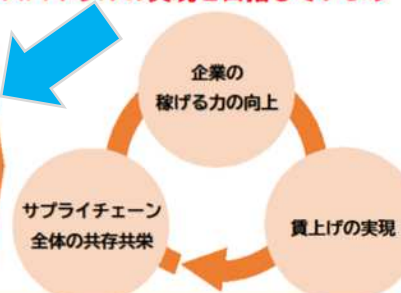
### 【協定締結団体】

- ・埼玉県
- ・関東財務局
- ・関東経済産業局
- ・埼玉労働局
- ・一般社団法人埼玉県商工会議所連合会
- ・埼玉県商工会連合会
- ・埼玉県中小企業団体中央会
- ・一般社団法人埼玉県経営者協会
- ・埼玉経済同友会
- ・埼玉中小企業家同友会
- ・一般社団法人埼玉県銀行協会
- ・日本労働組合総連合会埼玉県連合会

- ✓ サプライチェーン全体で転嫁を適切に行い、企業の稼げる力を高め、賃上げにまでつなげていく正のスパイラルの実現を目指しています

### 適切な価格転嫁の気運醸成

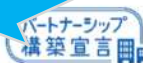
1. パートナーシップ構築宣言の登録促進
2. 中小企業診断士による個別支援の実施
3. 価格交渉支援ツールの開発・提供
4. 研修会の開催や広報による意識醸成
5. 価格交渉の実態調査と好事例の横展開



- ✓ 価格転嫁を促進するため、事業者の皆様におかれましては以下のことに御協力をお願いします

### パートナーシップ構築宣言への御登録と遵守

- ・パートナーシップ構築宣言に御登録いただき、価格交渉に積極的に応じていただきますようお願いいたします



下請かけこみ寺HP

### 取引上の悩みは抱え込まずに相談

- ・価格交渉のお悩みは「下請かけこみ寺」に御相談ください

- ✓ 積極的に価格転嫁に取り組む企業への優遇措置の実施や企業の価格交渉を支援するための各種事業に取り組んでいます

### パートナーシップ構築宣言企業への優遇措置の実施

- ・国補助金の加点措置の実施  
(例)・経済産業省の各種補助金  
・モーダルシフト等推進事業費補助金(国土交通省)
- ・県制度融資の適用拡大  
(例)・産業創造資金(社会貢献企業等優遇貸付)

### 価格交渉のプッシュ型支援

- ・専門家(一般社団法人埼玉県中小企業診断協会)を派遣し、価格交渉のノウハウをプッシュ型で支援しています  
価格転嫁の課題解決のため、積極的に御活用ください

### 企業の価格交渉支援ツールの提供

- ・明確な根拠に基づく価格交渉を支援するため、価格交渉支援ツールを開発しましたので御活用ください

- Point 1 主要な原材料価格の推移を示す資料を簡易に作成可能
- Point 2 日本銀行の公表データに基づいており、正確性を担保
- Point 3 どなたでもお使いいただけるよう表計算ソフトを使用



▲資料イメージ

(ツールのダウンロードはこちら)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/Library-info/kakakukoushoutool.html>

### 適切な価格転嫁に関する研修会の開催

- ・適切な価格転嫁の気運を醸成するため、研修会を開催しました  
YouTubeで配信中ですので、下記URLから御視聴ください



県HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kakakutenka-kiunijousei.html>





# 価格転嫁のための「パートナーシップ構築宣言」の公表

## コ（カ）パートナーシップ構築宣言の公表

評価項目	評価基準	配点
(カ) パート ナ ー シ ッ プ 構 築 宣 言 の 公 表 <sup>1</sup>	パートナーシップ構築を宣言し、(公財)全国中小企業振興機 関協会が運営するポータルサイトで公表している。	0.5
	上記に該当しない。	0

- 1 入札公告日時点において、入札参加者が当該宣言を作成し、かつ評価日<sup>2</sup>時点において、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している場合に評価する。
- 2 評価日とは、発注者が技術資料を受領し、技術資料の評価を行う日とする。

「パートナーシップ構築宣言」について  
サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの

### 【令和5年度の改訂】

県が推進する施策である適切な価格転嫁のための「パートナーシップ構築宣言」を公表した企業を評価する

# SDGsの取組

## 県におけるSDGsの主な取組

- SDGs庁内推進本部
- SDGs官民連携プラットフォーム

### ○SDGsパートナー

- 埼玉版SDGs推進アプリ『S3（エスキューブ）』
- 「SDGs未来都市」の選定

SDGsを進める企業・団体の皆様！  
**埼玉県SDGsパートナー**  
 になりませんか？  
**年3回募集**

第8期登録受付期間は  
**令和4年12月12日～令和5年2月6日まで**

SDGsに自ら取り組むとともに、県と連携してSDGsを普及する企業・団体等を登録する制度です。

**【登録要件】**

対象：県内に事業所等を有し、事業活動を行う企業・団体等

要件：① 環境・社会・経済の三側面を取組・指標を設定していること。  
 ② SDGs達成に向け実施する基本的な取組内容が具体的であること。

**【登録特典】**

- 登録証が付与されます。
- 県ホームページ等でSDGsの取組をPRできます。
- 専用ロゴマーク(下図)が使用できます。
- 埼玉版SDGs推進アプリへのPR動画を掲載できます。
- 産業創造資金(県制度融資)が利用可能になります。

詳細内容、登録申請については、県ホームページを御覧ください。

埼玉県  
 SDGsパートナー

担当：埼玉県 企画財政部 計画調整課 総括・SDGs推進担当  
 電話：048-830-2133 e-mail：a2130-06@pref.saitama.lg.jp



## SDGsの取組

### コ（キ）SDGsの取組

評価項目	評価基準	配点
(キ) 埼玉県SDGsパートナーへの登録 <sup>1</sup>	埼玉県SDGsパートナーに登録している。	0.5
	上記に該当しない。	0

1 入札公告日時点において、入札参加者が埼玉県SDGsパートナーに登録されている場合に評価する。

「埼玉県SDGsパートナー」について  
SDGsに自ら取り組むとともに、その実施内容を公表する県内企業・団体等を県が登録する制度

**【令和5年度の改訂】**

**県が推進する施策である「埼玉県SDGsパートナー」に登録した企業を評価する**



# 災害防止活動等の協定

## イ（ア）災害防止活動等の協定

評価項目	評価基準		配点 <sup>4-3</sup>
(ア) 災害防止活動等の協定 <sup>1</sup>	県機関等と協定等 <sup>2</sup> を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	当該発注課所 <sup>3-2</sup> 管内に本店又は主たる営業所を置いている。	1.0 [ 2.0 ]
		上記以外。	0.5 [ 1.0 ]
	上記に該当しない。		0 [ 0 ]

1 県機関等との協定書や登録証（企業単体の場合）又は証明書（団体の場合）などにより、入札公告日時点において協力体制を確認できるものとする。なお、国又は市町村との協定（協力体制）は評価対象としない。

2 「県機関等と協定等」の記述は、発注者が必要に応じて協定を選択できるものとする。

3-2 「当該発注課所」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。

4-3 [ ] 内の点数は、地域担手型、実績重視型及び施策チャレンジ型に適用する。

### 【令和5年度の改訂】

該当する工事によって適切な協定を評価するため、評価対象とする協定等を必要に応じて設定できるように変更する



## 災害防止活動等の実績

### イ（イ）災害防止活動等の実績 評価基準、配点は地域担手型・実績重視型・施策チャレンジ型の例

評価項目	評価基準	配点
(イ) 災害防止活動等の実績 <sup>1</sup>	過去2年度間 <sup>2</sup> に下記の活動を2件以上行った。 ・当該発注課所 <sup>3-2</sup> の求めによる災害防止活動等。 ・国土交通省との協定又は求めによる、当該発注課所 <sup>3-2</sup> 管内での災害防止活動等。	2.0
	過去2年度間 <sup>2</sup> に下記のいずれかの活動を1件行った。 ・当該発注課所 <sup>3-2</sup> の求めによる災害防止活動等。 ・国土交通省との協定又は求めによる、当該発注課所 <sup>3-2</sup> 管内での災害防止活動等。	1.0
	上記に該当しない。	0

1 評価となる災害防止活動等は、補則「災害防止活動等一覧」のとおりとする。  
 なお、市町村の求めによる活動実績は評価対象としない。建築工事等においては、実績が少ないことから原則選択しない。

<sup>2</sup> 「過去2年度間」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。

<sup>3-2</sup> 「当該発注課所」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。

<sup>4-3</sup> 活動日が2年度間に跨る場合には、当該活動の初年度の活動を評価する。

#### 【令和5年度の改訂】

災害防止活動を迅速に評価するため、評価対象期間を必要に応じて設定できるように変更する



# 災害復旧工事契約実績の削除

## コ(カ) 災害復旧工事契約実績

評価項目	評価基準	配点
<del>(カ) 災害復旧工事契約実績<sup>1</sup></del>	<del>過去2年度間<sup>2</sup>に県との災害復旧工事契約実績<sup>3</sup>がある。</del>	1.0
	<del>上記に該当しない。</del>	0

- ~~1 標準パッケージの土木型・土木型、特定課題パッケージの若手育成型・地域担手型・施策チャレンジ型においては、特例として選択評価項目とする。~~
- ~~2 発注者は、必要な期間を任意設定することができる。~~
- ~~3 災害復旧工事契約実績は、公告日までに完了した工事とする。~~

### ~~対象となる災害復旧工事~~

~~災害復旧工事とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」又は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用を受けた工事とする。~~

### 【令和5年度の改訂】

台風第19号に係る災害復旧工事の不調不落対策として暫定的に運用してきたことを踏まえ、制度の冗長化を避けるため廃止する



## 継続教育（CPD）への取組

### カ）継続教育（CPD）への取組

評価項目	評価基準	配点
カ）継続教育（CPD）への取組 1、 2	過去 <del>1-3</del> 年度間 <del>3</del> のいずれかの年度に、各団体等が推奨する単位以上を取得している。	1.0
	過去 <del>1-3</del> 年度間 <del>3</del> のいずれかの年度に、各団体等が推奨する単位の1/2以上（かつ推奨単位未満）を取得している。	0.5
	上記に該当しない。	0

1 過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とする。

2 推奨単位を定めている団体等の継続教育（CPD）を評価対象とする。

~~—3— ガイドラインVer.17に限り特例として過去3年度間のうち、いずれかの年度に取得した単位の評価とする。~~

#### 【令和5年度の改訂】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置を廃止し、過去1年度間に取得した単位を評価する。





## インターンシップ等の受入れ実績

### サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績

評価項目	評価基準	配点
(ア) インターンシップ等の受入れ実績	過去 <del>2</del> 3 年度間に、連続した 3 日以上 of インターンシップの受入れ実績がある。	1.0
	過去 <del>2</del> 3 年度間に、短期（3 日未満）のインターンシップ又は現場見学会の受入れ実績がある。	0.5
	上記に該当しない。	0

#### 【令和 5 年度の改訂】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置を廃止し、過去 2 年度間に取得した単位を評価する。





## 令和5年度の改定方針（案）

### 改定内容

**令和6年度以降の改定に向けた検討**

**及び令和5年度の実施行程**



## 令和6年度以降の改定に向けた検討（1 / 2）

### 令和6年度以降の改定に向けた検討

総合評価方式活用ガイドラインver.18に規定し、令和6年7月1日からの適用を検討する。

#### ICT活用工事の完成実績の評価

現状は応札工事におけるICT活用を評価、活用実績が増えてきたため、完成させた実績も併せて評価する方法に変更

#### 工事成績評定

評定点の変遷（上昇）推移を踏まえ、評価基準について検討

#### 県内下請けの選定

下請け総額に占める県内下請け企業の受注額割合の評価について検討



## 令和6年度以降の改定に向けた検討（2 / 2）

### 令和6年度以降の改定に向けた検討

総合評価方式活用ガイドラインver.18に規定し、令和6年7月1日からの適用を検討する。

#### 4週8休を確保した工事实績

時間外労働の上限規制が導入されることを踏まえ、令和6年度のガイドライン見直し(ver.18 ver.19)時に評価項目から削除

#### 共同企業体（JV）

構成企業の多様化を踏まえ、配置予定技術者の評価におけるその他構成員の加点対象範囲について検討

#### みなし評価

評価値が同点になった場合の再計算の廃止について検討



## 令和5年度の実施行程（工事）

**令和5年5月 ガイドラインVer.1.8の公表**

**令和5年7月 ガイドラインVer.1.8運用開始**

**令和5年10月～12月 アンケート調査の実施**

**令和5年9月～3月 次期ガイドライン改定作業**



# 令和5年度 埼玉県土木設計業務 総合評価方式活用 ガイドライン（案）について

埼玉県 県土整備部 建設管理課



土木設計業務等の品質確保の取組  
ガイドラインの改定について  
令和6年度以降の改定に向けた検討  
及び令和5年度の実施行程（土木設計）



## 土木設計業務等の品質確保の取組

ガイドラインの改定について

令和6年度以降の改定に向けた検討

及び令和5年度の実施行程（土木設計）



## 本県における土木設計業務等の品質確保の取組

### 平成6年度～簡易公募型プロポーザル方式の導入

調査、計画、設計等の業務のうち、高度な知識が要求される業務、あるいは高度な構想力、応用力が要求される業務等が対象



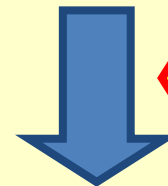
### 平成21年度 簡易公募型プロポーザル方式の見直し

プロポーザル方式の拡大のため、手続きの簡略化、書類の簡素化を図った



### 平成24年度～簡易公募型指名競争入札（総合評価方式）の部内試行

建設工事に係る設計業務委託の委託契約において、価格及びその他の条件が最も有利となる者を落札者とする方式



令和元年6月 品確法改正

令和元年10月～土木設計業務等における総合評価方式の試行(県土整備部)





土木設計業務等の品質確保の取組

**ガイドラインの改定について**

令和6年度以降の改定に向けた検討

及び令和5年度の実施行程（土木設計）



## 令和5年度の改定方針（案）

### 【改定のポイント】

- 土木設計について、県土整備部の試行を踏まえて対象部局を拡大する
- 部局拡大に伴い、必要な変更を行う

### 1 部局拡大に伴う評価項目の改定 優秀委託業務表彰



## 土木設計業務総合評価方式の試行状況

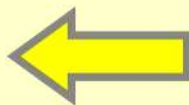
型式	R 1 (R1.10~)	R 2	R 3	R4.12
<b>実施件数</b> 建設コンサル(件)	827	915	1,002	708
<b>実施件数</b> うち総合評価対象(件)	11	15	21	9
<b>成績評定</b> 全平均(点)	77.4	78.2	78.3	-
<b>成績評定</b> うち総合評価対象外(点)	77.4	78.2	78.3	-
<b>成績評定</b> うち総合評価対象(点)	-	79.8	81.0	-



## 土木設計業務における総合評価の部局拡大

### 令和元年度～土木設計業務等における総合評価方式の試行【県土整備部】

- ガイドラインによる評価項目及び配点、評価値の算出方法等の設定
- 小委員会からの意見聴取、発注課所の技術審査会の活用
- 技術提案等を求めない「簡易型」による総合評価方式の導入
- 自己採点方式一般競争入札（事後審査型）の導入



3年間で50件以上の実績を積み上げ  
工事において、対象案件で成績評定に顕著な影響

### 令和5年度～土木設計業務等における総合評価方式の部局拡大

拡大対象となる主な部局：農林部、都市整備部、企業局、下水道局



## 優秀委託業務表彰

### ア（ウ）優秀委託業務表彰

評価項目	評価基準	配点
(ウ) 優秀委託業務表彰	過去3年度間に、埼玉県県土づくり優秀委託業務表彰（優秀賞・奨励賞）、埼玉県農林部優秀委託業務表彰（優秀賞・奨励賞）又は埼玉県企業局優秀委託業務表彰（優秀賞・奨励賞）を受けたことがある。	1.0
	上記に該当しない。	0

#### 【令和5年度の改訂】

土木設計業務における総合評価の部局拡大を踏まえ、加点対象とする表彰制度を拡大する

#### 【参考】

県土づくり優秀委託業務表彰（優秀賞・奨励賞）は、県土整備部、都市整備部、下水道局が発注した委託業務を対象としている。



土木設計業務等の品質確保の取組  
ガイドラインの改定について  
**令和6年度以降の改定に向けた検討  
及び令和5年度の実施行程（土木設計）**



## 令和6年度以降の改定に向けた検討

### 令和6年度以降の改定に向けた検討

土木設計業務総合評価方式の試行ガイドラインver. 6に規定し、令和6年7月1日からの適用を検討する。

### 新たな評価項目の検討

若手技術者の配置及び多様な働き方実践企業の認定を評価することについて検討する。



## 令和5年度の実施行程（土木設計）

**令和5年5月 ガイドラインVer.5の公表**

**令和5年7月 ガイドラインVer.5運用開始**

**令和5年9月～11月 アンケート調査の実施**

**令和5年9月～2月 次期ガイドライン改定作業**